

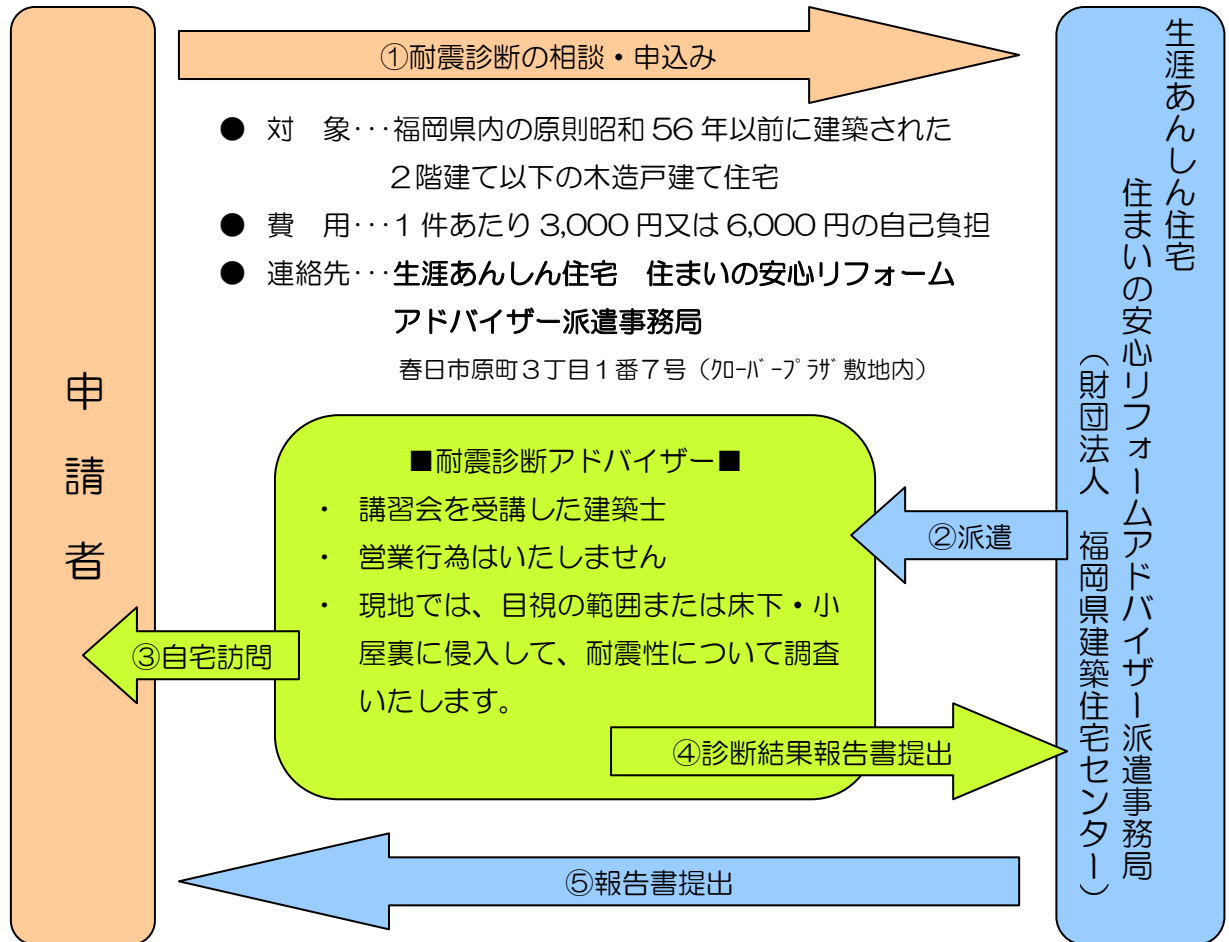
木造戸建て住宅の耐震診断・耐震改修の流れ

耐震診断

まずは耐震診断を！ 木造戸建て住宅耐震補助金を受けるために必要です。

○福岡県耐震診断アドバイザー制度の活用

※福岡県耐震診断アドバイザー制度とは、福岡県の制度で、県主催の講習会を受講し登録された建築士（耐震診断アドバイザー）が申請者宅を訪問し、耐震診断を行う制度。



○任意の建築士による(財)日本建築防災協会「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法又は精密診断法による耐震診断でも可。

※耐震診断の結果

上部構造評点と判定

上部構造評点	判定	
1.5 以上	倒壊しない	◎
1.0 以上 1.5 未満	一応倒壊しない	○
0.7 以上 1.0 未満	倒壊する可能性がある	△
0.7 未満	倒壊する可能性が高い	×

上部構造評点が 1.0 未満のもの
⇒ 耐震改修が必要です！

耐震改修

耐震改修工事とは、耐震診断の結果、上部構造評点が 1.0 未満である木造戸建て住宅について、建物全体又は 1 階部分の上部構造評点が 1.0 以上になるよう補強する工事のことです。

広川町木造戸建て住宅耐震改修補助金交付事業のフロー

